主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人横山茂樹の上告趣意第一点は、違憲をいうが、所論の道路運送法の各規定が、所論の憲法の規定に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和三五年(あ)第二八五四号同三八年一二月四日大法廷判決、刑集一七巻一二号二四三四頁)の趣旨にてらし明らかであるから、論旨はとることができない。同第二点は、違憲をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

また、記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	五鬼	14 上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎